

あなたの「消費者トラブルの悩み」

しっかり聴きます！

相談無料
個人情報等の
秘密は厳守します

電話勧誘が
しつこい！

契約を
取り消すことって
できるの？

もしかして
詐欺？

必ずもうかると
言われて…

なんか
あやしい…

だまされた？

ネット
トラブルの
対処法は？

どうしよう…

ある製品を
使ってケガを
しました

助けて

身に覚えのない
請求書が
届いた！

こういふ商品を
強引に売り込まれた

困った…

北九州市立消費生活センター
マスコットキャラクター
まもりん

商品の購入やサービスの利用に関するトラブル、製品事故など、消費生活全般に関するご相談窓口

北九州市立消費生活センター

☎ 093-861-0999

JR戸畠駅横
ウェルとばた7階

【相談受付時間】9時00分～16時45分 【休館日】日・祝・年末年始

第3土曜日は13時まで

全国共通の電話番号 消費者ホットライン「☎ 188」

北九州市立消費生活センター

検索

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや
消費生活相談窓口をご案内します。

トラブル
その1

架空請求

身に覚えのない
請求がきた!?



実在しません

「民間訴訟告知センター」
からのハガキは
詐欺です!

他にも…「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」、「国民訴訟お客様センター」など実在しない施設の名称はさまざまです。

詐欺ハガキの文例▼

消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(さ)413裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

・取り下げ最終期日 令和元年10月17日
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区××○○××
取り下げ等のお問合せ窓口 03-0000-0000
受付時間 9:00~20:00(日、祝日は除く)

対策・アドバイス

- ハガキに記載された連絡先には絶対に電話しないでください!
- 不安なときは必ず誰かに相談してください。

トラブル
その2

定期購入

「初回無料」で買ったら
定期購入が条件だった!?



通信販売はクーリングオフ制度の
**適用が
ありません。**

1回きりだと思ったら4ヶ月定期購入が条件で、
2回目からは高くなったり途中解約もできない
などといった相談が多数寄せられています。

対策・アドバイス

- 条件をよく読みましょう!
- 「定期購入であること」「契約期間」「支払総額」その他販売条件を明記する義務がありますが、小さい文字でかかれていることがほとんどです。

トラブル
その3

出会い系サイト

相談に乗るだけで
お金がもらえる!?



「お金を払うから相談に乗ってほしい」
「相続する人がいないから遺産をあげたい」
といったメールに注意!

「お金をあげる」はすべてウソです!

やり取りするのに
無料サイトに
登録してほしい

出会い系
サイトに誘導

ポイントが必要、パスワード発行料が必要など
巧妙なウソで騙し、次々に代金を支払わせる。

一度払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

対策・アドバイス

- メールやインターネット上の見知らぬ相手を信用してはいけません!

トラブル
その4

インターネット

パソコン使用中に
突然警告音!?



パソコンに異常があるかのような
警告音や表示で
ウイルスに感染したと不安をあおり

不必要的サポート契約 をさせる手口

対策・アドバイス

- 音や画面表示が出ても、とにかく慌てず落ち着く事が大切です。
- 警告画面が表示されてもうのみにせず、慌てて連絡や契約をしないようにしましょう。

トラブル
その5

ネット副業詐欺

「簡単に稼げる」は
ウソだった!!



ネットの副業や投資などで
簡単に高額収入が得られる
というのはウソ!

「もっと稼ぐために追加の契約が必要」

「追加で契約したら必ず儲かる」

言葉巧みに次々と追加契約させられ

高額の支払を求められます。

対策・アドバイス

- 副業広告のほとんどが大げさな広告です。「簡単に儲かる」うまい話はありません!
- 「登録するだけで3万円がもらえます」「10分で1万円稼げる」といった広告をSNSなどで見かけても連絡してはいけません!

トラブル
その6

フリマアプリ

出品者と
連絡がとれない!?

事例1

新品と記載されている商品を
フリマアプリで購入したが商品が壊れている。
出品者に抗議のメールを送ったが回答がない。

事例2

ブランドバッグを出品、買い手に商品を送付したが
偽物だからと返金を要求される。
フリマサイトに相談したが、自分たちで解決するようにと言われる。

対策・アドバイス

- フリマサービスでの取引は基本的に売主と買主の個人間の取引であり、トラブルは個人間での解決が求められます。
- フリマサービスを利用する時は前もってトラブルになった時の対処法をサイトで確認しておきましょう。

トラブル
その7

点検商法

不安と急かされた焦りで
契約してしまう!?

無料点検業者に注意!!

「瓦が傷んでいるようなので点検しましょうか」と点検を持ちかけ、点検の結果を見せる際、「今日じゃないとできない」「今ならすぐ対応できるが後日だと難しい」といったことを言って家主を急かして契約しようとします。



対策・アドバイス

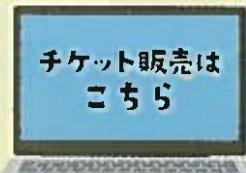
- リフォームなど高額な支払は相見積りをとり、その場で契約せず比較検討して契約しましょう!
- 万一、契約してしまってもクーリングオフできる場合があります。

トラブル
その8

チケット転売

高額で買った
チケットで入場できない!?

インターネットでチケット購入のため一番上に表記されたサイトを公式サイトと思い込み高額だとは思ったがチケットを購入。



会場で「これは、転売サイトのチケットなので入場できません」と言われ
入場できなかつた。



対策・アドバイス

- チケット不正転売禁止法が施行されました。
- 公式サイトかどうかをしっかり確認してから購入しましょう!

トラブル
その9

インターネット接続回線(電話勧誘)



あらそう?

安くなるの
なら
頼もうかしら

安くなるはずが
高くなつた!?

現在契約している大手通信会社のように名乗る電話があり、「今のプランより安くなる」と勧誘するのは別の通信会社である場合がほとんどです。

セット割引き等が無効となり
逆に高くなる
ケースがあります。

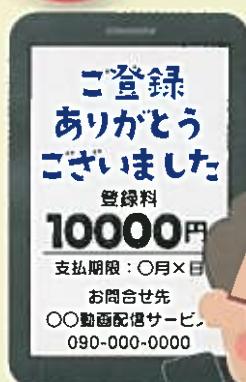
対策・アドバイス

- 電気通信の契約は複雑です。電話口で契約せず、パンフレットを送ってもらいしっかり内容や料金を確認してから申込みましょう!

トラブル
その10

ワンクリック詐欺

サイトを開いただけで
登録完了に!?



サイトを開いただけで登録料を請求する手口を「ワンクリック詐欺」といいます。
登録完了の画面を見てあわてて連絡をすると

悪質業者から更に
お金を要求される
場合もあります。

対策・アドバイス

- 登録料も解約料も支払う必要はありません。
- 身に覚えのない請求は無視しましょう。絶対に相手に連絡してはいけません! 連絡してしまうと、大切な個人情報を相手に知られてしまう恐れがあります。

トラブル
その11

二セ電話

「電話でお金」は
すべて詐欺!!

キャッシュカード
新しいする必要
があります

警察や銀行を名乗る二セ電話詐欺が多発中!!

対策・アドバイス

- 不審な電話があったらすぐに警察に相談を!
- キャッシュカードや通帳を他人へ絶対に渡してはいけません!
- 詐欺グループは電話を録音されるのを嫌います。着信番号通知や留守番電話機能を活用し、相手を確認してから電話に出るようにしましょう。

保険料の
返付が
あります

○
です銀
行

??

トラブル
その12

新聞契約

勝手に新聞が
郵便ボストに届く!?

突然新聞が配達され始めたが
身に覚えがない。

対策・アドバイス



頼んで
ないのに…

- まずは契約書の確認を。販売店に契約書を見せてもらい自分が書いたものか確認して下さい。
- 新聞契約は販売方法や契約内容に問題がなければ、クーリングオフ期間が過ぎると、一方的に契約を取り消すことはできません。

トラブル
その13

販売預託商法

レンタル料が
入らない!?

「オーナーになつたらもうかる!」と言われ契約しても

レンタル料が入らないまま
業者が破綻する場合があります。

対策・アドバイス

- 「元本保証で高配当」をうたう業者は怪しい。話に耳を貸してはいけません。



トラブル
その14

詐欺・模倣品販売サイト

買った商品が
届かない!?

対策・アドバイス

サイトを見るときのチェックポイント

- 日本語の字体、文章表現がおかしい
- 事業者の住所の記載がない
- 事業者への連絡方法が問い合わせフォームやフリーメールだけ

詐欺・模倣品サイトを完全に見分けることは困難。
少しでも不安を感じた場合は購入をやめましょう。



クーリング・オフ 無条件解約 について

○クーリング・オフとは

いつたん結んだ契約は、正当な理由がなければ解除できないのが民法の原則です。しかし、訪問販売等の一定の取引について、契約した後に冷静に考え直す時間を与え、定められた期間内であれば、無条件で契約を解除できるクーリング・オフという制度があります。

クーリング・オフが適用されない場合もあります。詳しくは下記の相談窓口にお問い合わせください。

○クーリング・オフの期間

クーリング・オフのできる契約と期間	
ようかん 8日間	訪問販売・電話勧誘・訪問購入・結婚相談所・美容医療・パソコン教室・外国語教室・家庭教師・学習塾・エステ
ようかん 20日間	訪問マルチ商法・内職商法・モニター商法

○クーリング・オフの方法

- 1 はがき(簡易書留)・内容証明郵便で
出して証拠を残しましょう。
- 2 はがきの両面コピーと郵便物受領証を
保管しましょう。
- 3 クレジット契約をした場合は、販売会社と
信販会社の両方に契約解除を通知しましょう。

ハガキ記入例	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	契約解除通知 ●契約年月日 ●商品名 ●契約金額 ●販売会社名 ●信販会社名 なお、支払済の金額は 至急返金して下さい。 令和〇年〇月〇日 住所 氏名
販売会社住所 ○ ○ ○ 販売会社 代表者様	[オモテ] [ウラ]

相談窓口のご案内

北九州市立消費生活センター ☎ 093-861-0999 (戸畠)



【相談受付時間】9時00分～16時45分 ※第3土曜日は13時まで

【休館日】日・祝・年末年始

※面談による相談は、相談窓口へ
お問い合わせください。



●福岡県警察相談窓口 ☎ #9110

まもりん

●消費者ホットライン ☎ 188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

みもりん